

# 2. 「税」の現状を知ろう

## 1 さまざまな「税」

「税」には、いくつかの分類の仕方があります。第一は、「何に税負担を求めるか」による分け方で、①所得に対する税、②消費に対する税、③資産等に対する税があります。

第二は、「課税主体」による分け方で、国が課税主体であるものを国税、都道府県や市町村といった自治体が課税主体であるものを地方税といいます。国税・地方税を合わせて40種類以上あります。

所得に対する税 (所得課税)	消費に対する税 (消費課税)	資産等に対する税 (資産課税等)
所得税、法人税、 住民税など  所得(利益)を対象として課税	消費税、酒税、たばこ税、 揮発油税など  物品やサービスの消費等を対象として課税	相続税、贈与税、 登録免許税など  資産の取得・保有等を対象として課税

	国 税	地 方 税		国 税	地 方 税
所得課税	●所得税 ●法人税 ●地方法人税 ●特別法人事業税 ●森林環境税 ●復興特別所得税	●住民税 ●事業税		●消費税 ●酒税 ●たばこ税 ●たばこ特別税 ●揮発油税 ●地方揮発油税 ●石油ガス税 ●航空機燃料税 ●石油石炭税 ●電源開発促進税 ●自動車重量税 ●国際観光旅客税 ●関税 ●とん税 ●特別とん税	●地方消費税 ●地方たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税 ●自動車税 (環境性能割・種別割) ●軽自動車税 (環境性能割・種別割) ●鉱区税 ●狩猟税 ●鉱産税 ●入湯税
資産課税等	●相続税・贈与税 ●登録免許税 ●印紙税	●不動産取得税 ●固定資産税 ●特別土地保有税 ●法定外普通税 ●事業所税 ●都市計画税 ●水利地益税 ●共同施設税 ●宅地開発税 ●国民健康保険税 ●法定外目的税	消費課税		

このほか、「誰が税を負担し(実質負担者)、誰が税を納めるか(納税義務者)」による分け方もあり、納税義務者と実質負担者が一致する直接税(所得税など)と、納税義務者と実質負担者が異なる間接税(消費税など)があります。

1

2

3

4

5

6

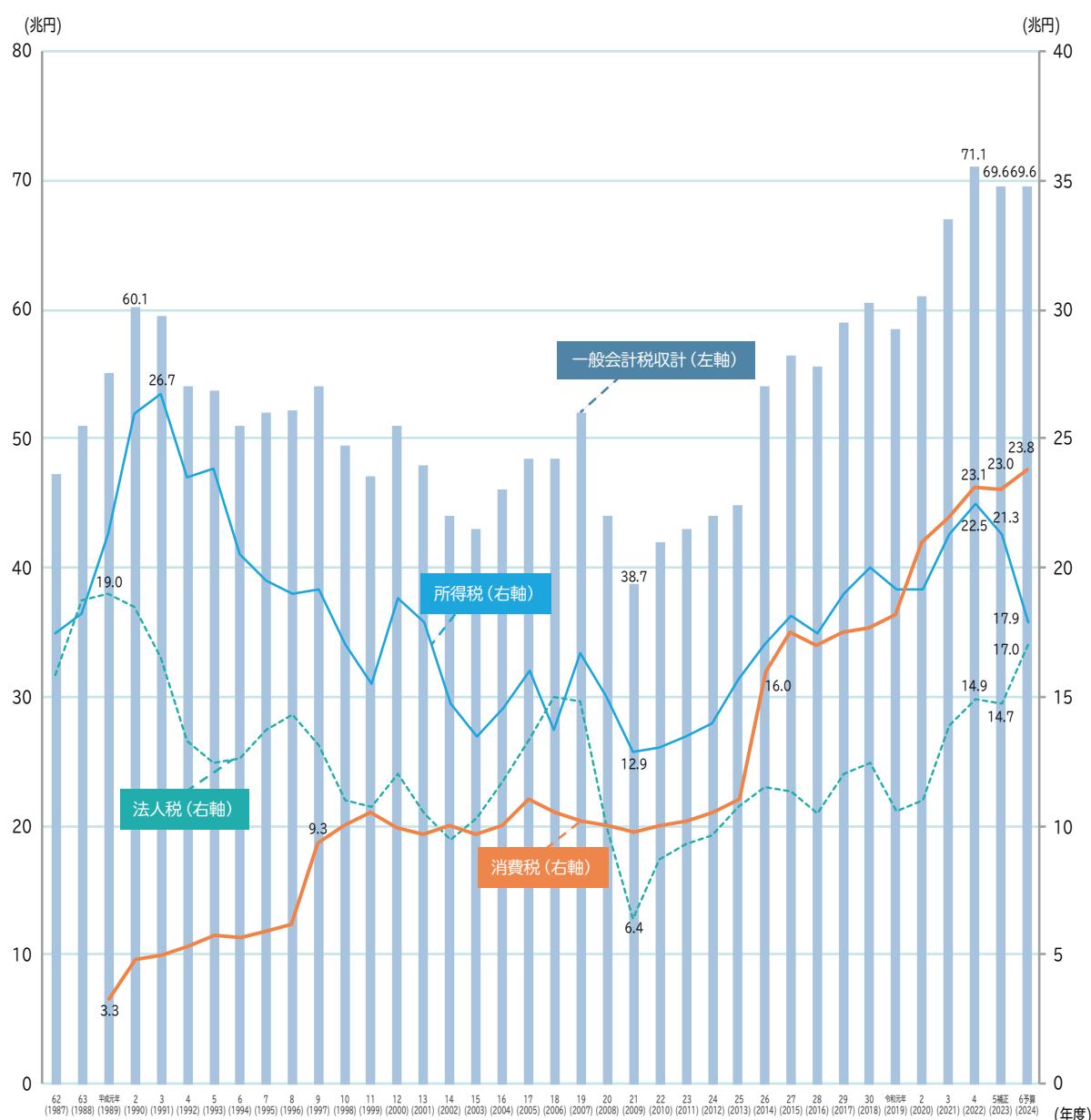
7

8

## 2 国の税収

国の税収を見てみると、バブル景気のもとで平成2年度には60兆円台となりましたが、景気の低迷や、リーマンショックの影響等により、平成21年度には38.7兆円にまで落ち込みました。その後、景気回復や消費税率の引上げもあって税収は増加し、令和4年度には71.1兆円となっています。

国 の 税 収 (一般会計分) の 推 移



1

2

3

4

5

6

7

8

### 3 税制の変遷と各税目の特徴

平成を振り返ると、まず、税体系全体として税負担の公平につなげるため、個人所得課税等が軽減されるとともに、消費に広く公平に負担を求める消費税(3%)が平成元年(1989年)に創設されました。

その後、社会保障の財政需要の増大が避けられないこと等を踏まえ、個人所得課税の軽減と消費税(以下、地方消費税分含む)の充実(3% ⇒ 5%・平成9年(1997年))を柱とする税制改革が行われました。

さらに、社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、消費税について、社会保障の財源と位置付け、平成26年(2014年)に税率が5%から8%に、また令和元年(2019年)10月に8%から10%に引き上げられました。この間、所得税については、所得再分配機能を回復する観点から、最高税率等の見直しが行われたほか、法人税については、国内企業の活力と国際競争力を維持する観点から、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」との方針で改革が進められました。

主要な税目の特徴は下表のとおりです。

	税収 (令和6年度予算)	特徴
所得税	17.9兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 担税力に応じて、累進的に負担を求めることが可能です。</li><li>・ 勤労世代(現役世代)が主として負担します。</li><li>・ 各種控除などにより、個々人の担税力に対してきめ細かい配慮が可能です。</li></ul>
法人税	17.0兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・ その国での企業の活動に応じて負担を求めることが可能です。</li><li>・ 企業の国際競争力などの観点も必要です。</li><li>・ 税収が景気の動向に比較的左右されやすい特徴があります。</li></ul>
消費税	23.8兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 世代や就労の状況にかかわらず国民が幅広く負担を分かち合えることが可能です。</li><li>・ 税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的です。</li><li>・ 貯蓄や設備投資等の意思決定に中立的で、企業活動に与える影響も相対的に小さいです。</li><li>・ 最終消費地で課税を行うとの国際的に共通したルールの下、内外の税率差による国際競争力への影響を遮断することが可能です。</li></ul>
相続税	3.3兆円	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 資産の再分配を行うことを通じ、格差の固定化を防止し、機会の平等を図る役割があります。</li><li>・ 納税者の勤労意欲等に中立的です。</li></ul>

1

2

3

4

5

6

7

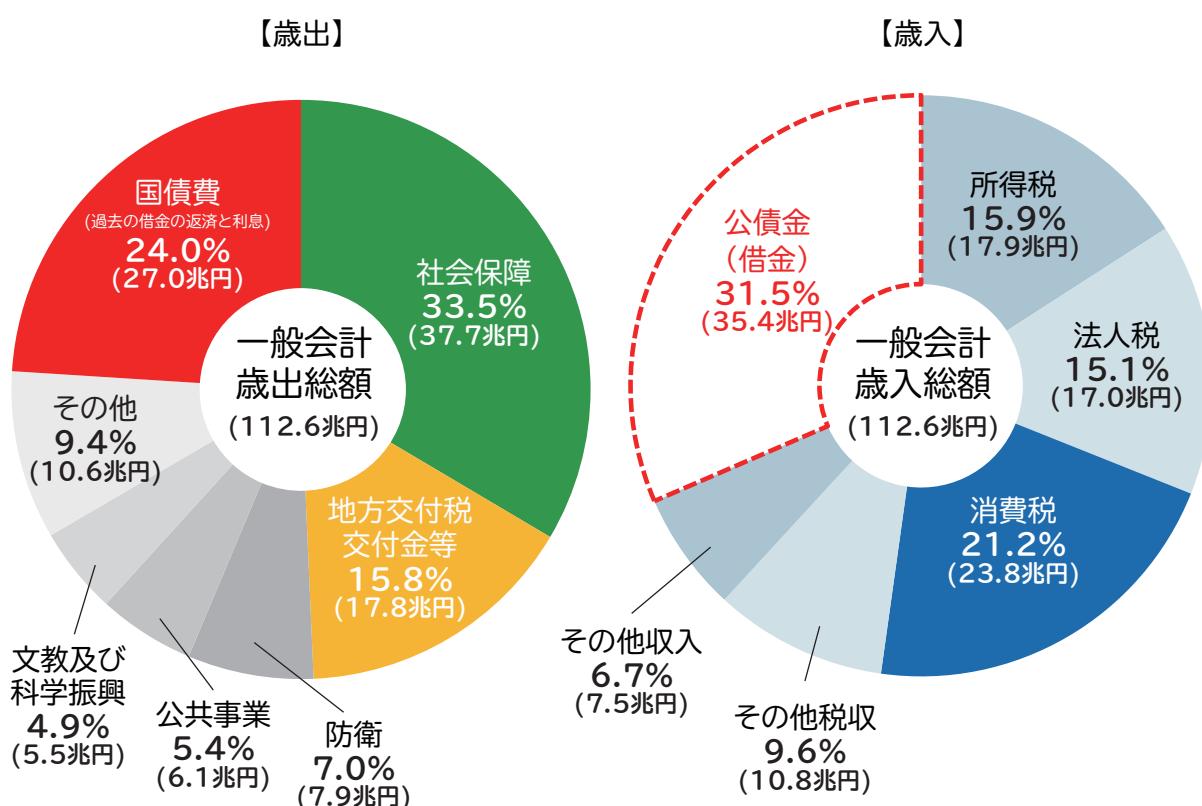
8

## 4 財政の状況

国の一般会計歳出では、社会保障関係費や国債費（国債の元利払いに充てられる費用）が増加している一方、その他の政策的な経費の割合が縮小しています。近年の予算では、**社会保障関係費と国債費と地方交付税交付金等で歳出全体の約4分の3を占めています。**

令和6年度一般会計歳入のうち、税収は69.6兆円を見込んでいます。本来、その年の歳出はその年の税収やその他収入で賄うべきですが、令和6年度予算では歳出全体の約3分の2しか賄えておらず、残りは公債金すなわち借金に依存している状況です。

令和6年度一般会計歳出・歳入の構成



(注) 岁出の「その他」には、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費(0.9% (1.0兆円))が含まれる。

1

2

3

4

5

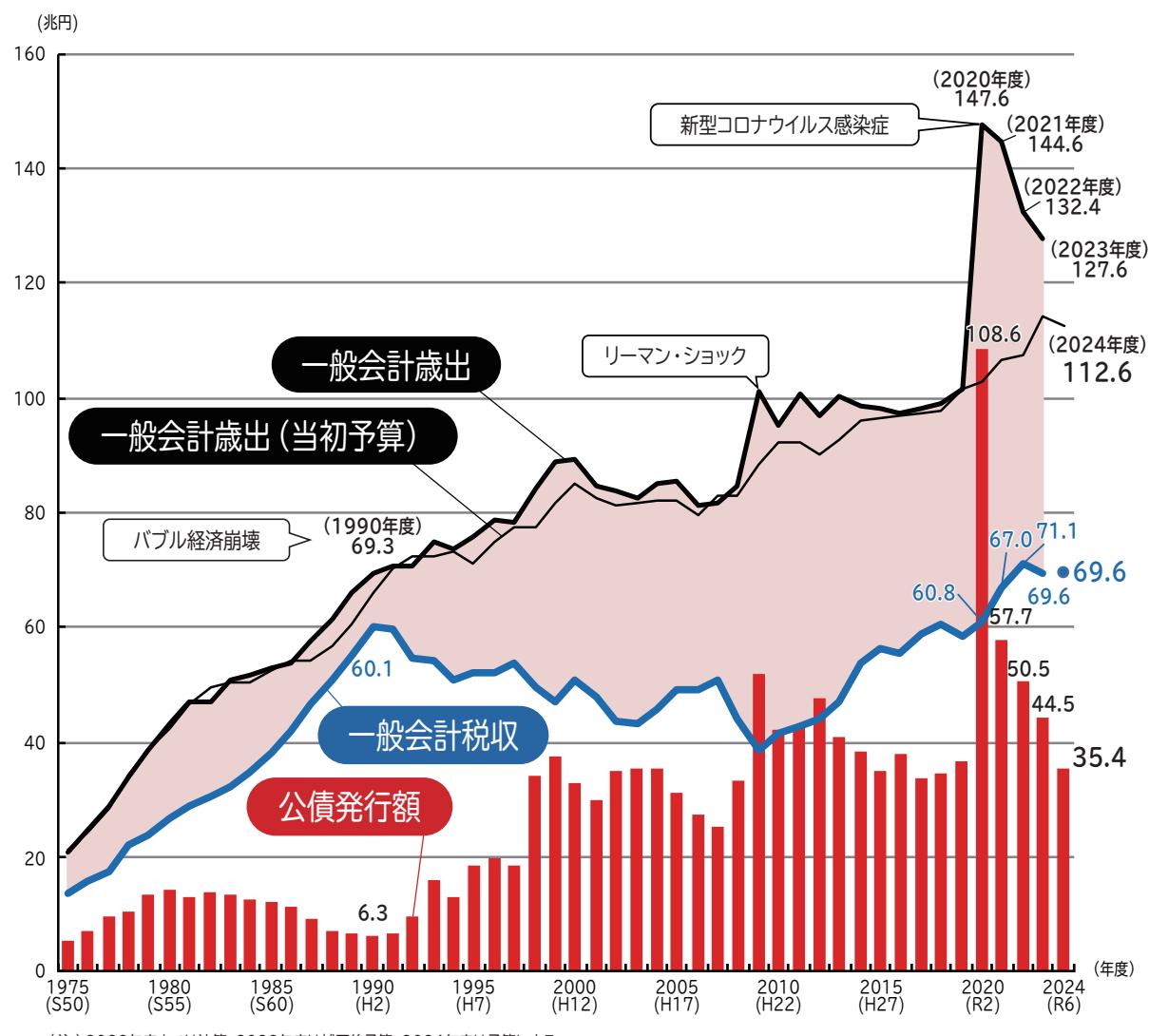
6

7

8

一般会計歳出と一般会計税収との差は大きく開き、その差の多くは借金である国債の発行によって賄われている状況にあり、**子や孫の世代へ負担を先送りしています**。また、近年、新型コロナや物価高騰等に対して、これまでにない規模の補正予算により対応してきたことから、歳出が拡大しました。現在の税制は高齢化等の影響により拡大する歳出を賄うことができておらず、**財源調達機能を十分に果たせていません**。

## 財政の状況



1

2

3

4

5

6

7

8

## 5 給付と負担のバランス

諸外国と比較すると、日本の税収の規模は対GDP比で国際的に低い水準となっています。支出面については、社会保障以外の支出規模は国際的に低い水準ですが、社会保障支出の規模は中程度の水準となっています。

高齢化等に伴う社会保障の給付の増加と国民の負担の関係について、引き続き、国民全体で議論していく必要があります。

1

2

3

4

5

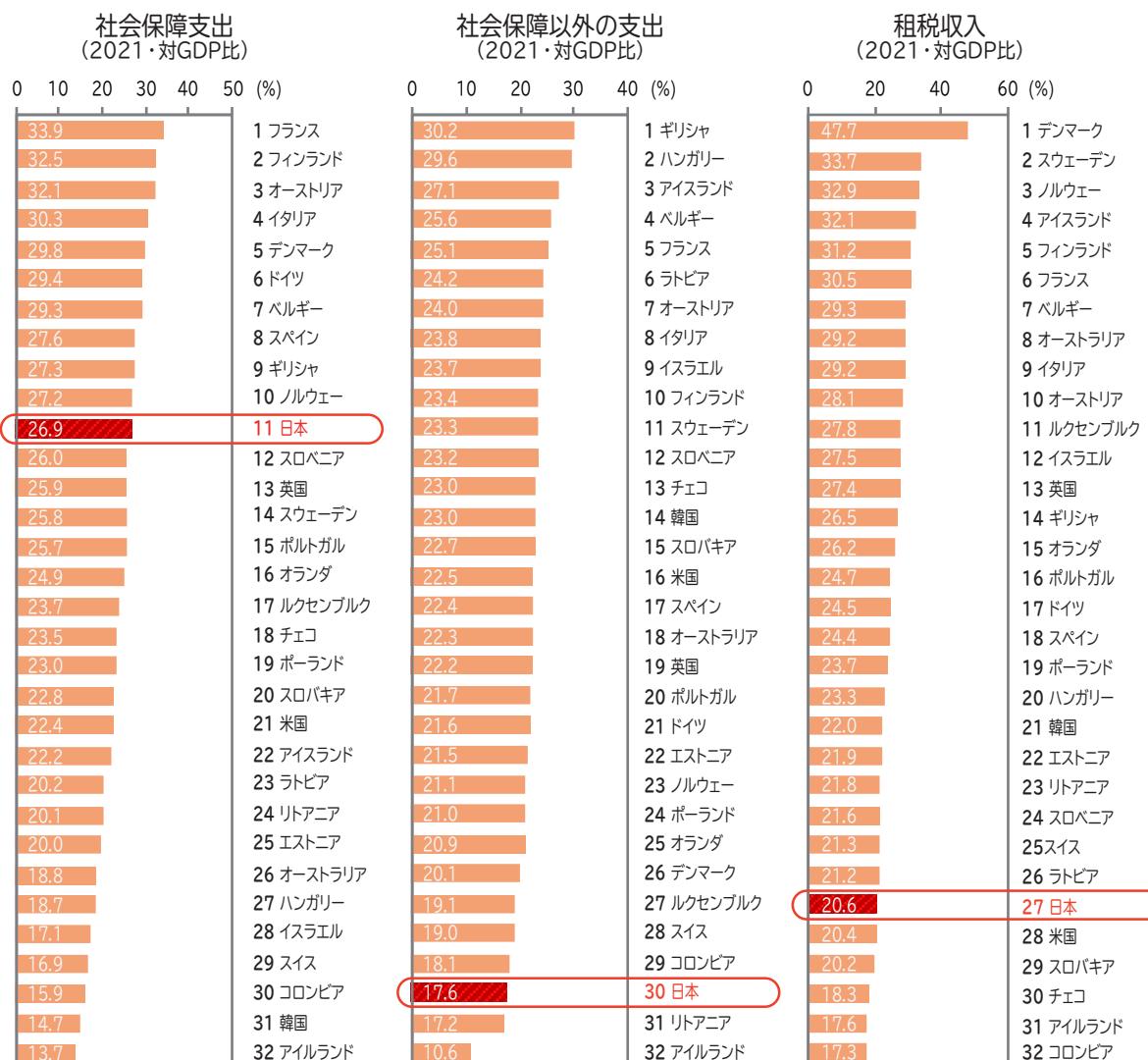
6

7

8

9

### 給付と負担のバランス



(出所) OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等  
(注) オーストラリア、エストニア、ドイツについては推計による暫定値。それ以外の国は実績値。